

令和8年度

第2回

白河市まちなか チャレンジ応援事業

中心市街地(まちなか)でお店を開きませんか?
出店に必要な改装費の一部を支援します。

申請
受付

令和8年

9/24木 - 10/23金

飲食店・小売店を
出したい!



まちなかチャレンジ支援

最大 **300** 万円

事業承継支援



事業を
受け継ぎたい!

最大 **200** 万円

店舗・住宅セパレート改修支援



お店を
貸したい!

最大 **50** 万円

対象地域 第4期白河市中心市街地活性化基本計画区域

対象事業者 [まちなかチャレンジ支援・事業承継支援]
対象物件を所有又は購入、賃借し自ら事業を行う個人事業主又は法人
[店舗・住宅セパレート改修支援]
店舗、併用住宅、専用住宅の所有者

※賃貸又は転貸を目的に店舗を改修し、自ら店舗経営を行わない方は「自ら事業を行う」に該当しません。



審査の基準

地域の現状把握	☒ 地域の現状やニーズを把握している ☒ 新しいアイデアや視点により地域課題の解決につながる事が期待できる
事業の実現性・継続性	☒ 事業計画や収支計画、資金計画が実現性のある内容になっている ☒ 補助期間満了後も継続的な事業の実施が見込める
事業の効果	☒ 来街者の増加や回遊の向上など、地域への波及効果が期待できる
地域との連携	☒ 商店街や地域住民、他団体との関わりや連携が見込まれる



補助金の種類

01 まちなかチャレンジ支援

対象事業者	中小企業者
対象事業	小売業、飲食サービス業
補助額	上限額300万円
補助率	2/3

02 まちなかチャレンジ支援(その他事業)

対象事業者	中小企業者
対象事業	生活関連サービス業、娯楽業、宿泊業、教育・学習支援業
補助額	上限額200万円
補助率	1/2

03 事業承継支援

対象事業者	中小企業者
対象事業	小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、宿泊業、教育・学習支援業
補助額	上限額200万円
補助率	2/3 (小売業、飲食サービス業) 1/2 (生活関連サービス業、娯楽業、宿泊業、教育・学習支援業)

04 店舗・住宅セパレート改修支援

対象事業者	店舗、併用住宅、専用住宅の所有者
補助額	上限額50万円
補助率	1/2

●原則として3年以上事業を継続すること。●宗教活動や政治活動を主たる目的とした事業でないこと。
●フランチャイズチェーン事業の直営店、連鎖販売業、風俗営業でないこと。●原則として1日4時間以上かつ週4日以上営業すること。●中小企業者には個人を含みます。

支払いまでの流れ

- STEP 01 事前相談(要件等の確認)
- STEP 02 事業プラン(事業計画書・収支予算書等)の作成
※商工会議所等の支援を受けて作成すること。
- STEP 03 申請書の提出
- STEP 04 審査会の参加
- STEP 05 交付可否の決定通知の受領
- STEP 06 事業実施(工事着手)
- STEP 07 実績報告の提出
- STEP 08 補助金請求

対象経費

改裝費	内外装工事、設備工事、サイン工事、玄関増築工事、間仕切り工事、設計費、資材購入費等 ※建物と一体的でない備品及び厨房設備は対象外
-----	---

申請・
お問い合わせ

白河市建設部 まちづくり推進課 歴史まちづくり係

その他、詳しい要件等は市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

HPはこちら



0248-28-5533 平日 8:30~17:15

machi@city.shirakawa.fukushima.jp